

資 料 編

目 次

I	市域の概況.....	52
1	地勢・位置等	52
2	気候.....	53
3	人口、世帯数	54
4	産業、観光.....	55
5	土地利用.....	56
II	市民意識調査の結果（概要版）	57
III	ごみ組成分析調査の結果（概要版）	58
IV	ごみ処理の実績と将来予測.....	59
1	将来人口の予測	59
2	現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測	60
3	計画目標とすることみ排出量	60
4	ごみ排出量の予測方法	61
V	資源化の実績と将来予測.....	65
1	現状のまま推移した場合の資源化量の予測.....	65
2	計画目標を達成するための資源化量の推計.....	66
VI	国や県の計画目標.....	67
1	国の削減目標	67
2	静岡県の削減目標	67
VII	計画策定に係る法令・例規.....	68
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	68
2	市の条例及び規則	68
VIII	審議会の答申内容.....	70
1	諮問文.....	70
2	答申文.....	70
3	三島市廃棄物処理対策審議会委員名簿	72
IX	ごみ処理等の沿革.....	73
1	ごみ処理の沿革	73
2	ごみ処理に関する条例等の沿革	76

I 市域の概況

1 地勢・位置等

本市は、東西 11.107 km、南北 13.242 km、総面積 62.02 km²で、静岡県東部の富士箱根伊豆国立公園への玄関口に位置し、裾野市、長泉町、清水町、沼津市、函南町、神奈川県箱根町と接しています。東は箱根連山に連なり、北は富士の高峰を仰ぎ、南は肥沃な田方平野より伊豆の温泉郷に通じ、西は遠く駿河湾を望めます。

古くは、伊豆の国府が置かれ、東海道の宿場町として栄え、恵まれた自然と豊かな歴史に育まれながら、県東部の中核的な都市として発展し、現在に至っています。

表 1-1 三島市の位置

	方位	地名	概要
経緯度	極東	箱根峠	東 経 139度 0分50秒
	極西	千貫樋	東 経 138度54分16秒
	極南	御園	北 緯 35度 4分32秒
	極北	片平山	北 緯 35度11分24秒
	三島市役所		東 経 138度55分
			北 緯 35度 7分
延長	東西		11.107km
	南北		13.242km
標高	最高標高	海ノ平	海拔 941.5m
	最低標高	長伏	海拔 約6m
	三島市役所		海拔 24.9m

※緯度、経度の表示は世界測地系に基づく表示

出典：三島市「三島の統計2018」より抜粋

表 1-2 三島市の面積

年月日	面積	摘要
1935年 3月31日	22.38 km ²	旧三島町
1935年 4月 1日	34.77 km ²	北上村(12.39km ²)編入
1941年 4月29日	53.60 km ²	錦田村(18.83km ²)合併 市制施行
1954年 3月31日	61.81 km ²	中郷村(8.21km ²)編入
1992年 9月 1日	62.19 km ²	建設省国土地理院公表(1991年10月1日現在)
1993年 9月30日	62.17 km ²	建設省国土地理院公表(1992年10月1日現在)
2001年10月 1日	62.13 km ²	国土交通省国土地理院公表(2001年10月1日現在)
2014年10月 1日	62.02 km ²	国土交通省国土地理院公表(2014年10月1日現在)

出典：三島市「三島の統計2018」より抜粋

2 気候

本市は気温の差が大きく、冬期の寒冷や夏期の高温に顕著な内陸性気候の傾向が見られ、最高気温と最低気温の差が大きいのが特徴です。1981年～2010年の30年間の平均値で見ると、年間平均気温は15.9℃で、平均気温が最も高いのは8月、低いのは1月です。また、年間平均降水量は1874.4mmであり、6月から10月にかけて、降水量が多くなっています。

表1-3 三島市の気候（30年間（1981～2010年）の平均値）

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
平均気温（℃）	5.7	6.3	9.5	14.4	18.5	21.9	25.6	26.8	23.6	18.0	12.8	7.9	15.9
日平均最高気温（℃）	11.2	11.8	14.7	19.6	23.4	26.0	29.7	31.3	28.0	22.9	18.2	13.7	20.9
日平均最低気温（℃）	0.5	1.1	4.3	9.2	13.9	18.3	22.4	23.2	19.8	13.5	7.8	2.6	11.4
降水量（mm）	74.4	88.3	164.4	149.3	161.3	227.8	212.5	208.8	242.6	183.8	106.8	54.9	※1874.4
平均相対湿度（％）	66.0	64.0	66.0	68.0	71.0	76.0	77.0	76.0	76.0	74.0	72.0	68.0	71.0
平均風速（m/s）	1.8	2.3	2.4	2.4	2.6	2.2	2.1	2.3	2.2	1.8	1.8	1.9	2.2

※年降水量

出典：三島市「三島の統計2018」より抜粋

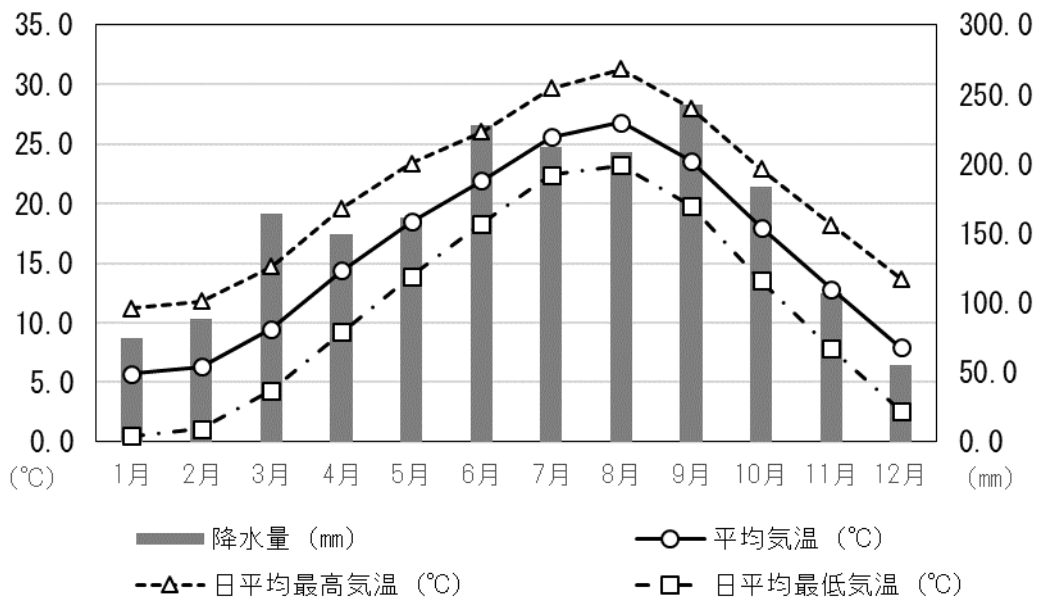


図1-1 月別平均気温と月別降水量

3 人口、世帯数

本市の人口は、年々緩やかな減少傾向にあり、2008年から2017年にかけて3,009人減少しています。一方、世帯数は緩やかな増加傾向にあり、2008年から2017年にかけて2,591世帯増加しています。

表 1-4 人口及び世帯数

年度	人口									世帯		
	日本人			外国人			計			日本人	外国人	合計
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	合計			
2008年	55,343	57,268	112,611	754	739	1,493	56,097	58,007	114,104	45,474	767	46,241
2009年	55,150	57,007	112,157	706	682	1,388	55,856	57,689	113,545	45,750	713	46,463
2010年	54,971	56,922	111,893	685	709	1,394	55,656	57,631	113,287	46,114	750	46,864
2011年	54,879	56,909	111,788	659	711	1,370	55,538	57,620	113,158	46,518	735	47,253
2012年	54,872	56,886	111,758	632	688	1,320	55,504	57,574	113,078	46,953	671	47,624
2013年	54,692	56,810	111,502	555	642	1,197	55,247	57,452	112,699	47,179	591	47,770
2014年	54,388	56,565	110,953	518	631	1,149	54,906	57,196	112,102	47,416	558	47,974
2015年	54,071	56,420	110,491	509	626	1,135	54,580	57,046	111,626	47,573	569	48,142
2016年	54,041	56,325	110,366	542	642	1,184	54,583	56,967	111,550	47,987	605	48,592
2017年	53,698	56,121	109,819	586	690	1,276	54,284	56,811	111,095	48,154	678	48,832

※各年9月末付け人口

出典：三島市「三島の統計2018」より抜粋

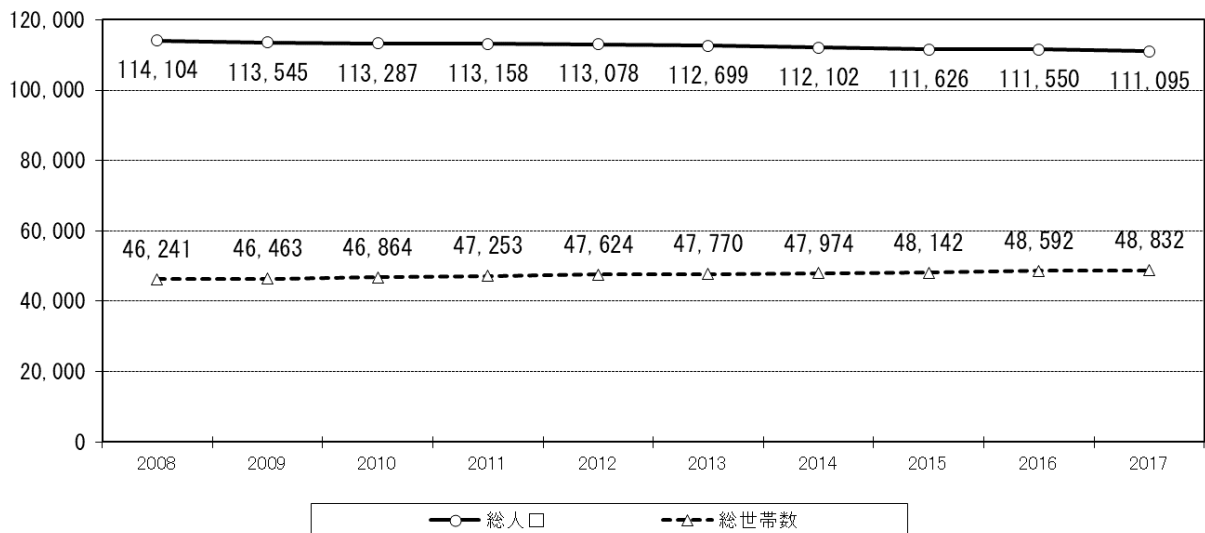


図 1-2 人口及び世帯数の推移

4 産業、観光

本市の産業は、事業所数、従業者数ともに第三次産業の割合が最も高くなっています。また、観光施設等の入込人数は、年々増加傾向にあります。

表 1-5 産業別事業所数及び従業者数

産業大分類名	事業所数	割合	従業者数 (人)			割合
			男性	女性		
第一次産業	14	0.3	71	34	37	0.1
農業, 林業	14		71	34	37	
漁業	—		—	—	—	
第二次産業	867	15.7	10,701	8,248	2,453	22.1
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—		—	—	—	
建設業	509		3,133	2,530	603	
製造業	358		7,568	5,718	1,850	
第三次産業	4,649	84.1	37,721	18,277	19,419	77.8
電気・ガス・熱供給・水道業	6		258	210	48	
情報通信業	65		677	539	138	
運輸業, 郵便業	95		2,117	1,791	326	
卸売業, 小売業	1,174		7,795	3,763	4,032	
金融業, 保険業	74		832	316	516	
不動産業, 物品賃貸業	598		1,521	860	661	
学術研究, 専門・技術サービス業	238		1,735	1,017	718	
宿泊業, 飲食サービス業	887		5,821	2,189	3,607	
生活関連サービス業, 娯楽業	492		2,198	828	1,370	
教育, 学習支援業	249		2,878	1,164	1,714	
医療, 福祉	397		5,556	1,433	4,123	
複合サービス事業	21		660	487	173	
サービス業(他に分類されないもの)	333		4,781	3,016	1,765	
公務(他に分類されるものを除く)	20		892	664	228	
分類不能	—	0.0	—	—	—	0.0
総 数	5,530	100.0	48,493	26,559	21,909	100.0

※2014年7月1日現在

※小数点以下の数値を四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

※従業者数は男女別不詳を含む。

出典：三島市「三島の統計2018」より抜粋

表 1-6 観光施設等入込人数 (人)

観光施設名称	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
楽寿園	251,412	255,222	275,353	281,509	309,387
山中城跡公園	19,836	18,116	28,328	33,211	33,555
三嶋大社	2,816,300	2,816,000	3,044,000	3,064,000	3,024,000
三嶋大社 宝物館	8,985	9,241	9,265	9,821	11,125
(三島夏まつり)	(480,000)	(520,000)	570,000	470,000	530,000
佐野美術館	43,024	56,885	66,526	67,942	66,531
三嶋暦師の館	3,257	3,298	3,601	3,831	3,806

※各年度末現在

出典：三島市「三島の統計2018」より抜粋

5 土地利用

本市の土地利用は、都市計画区域 6,202ha の内、市街化区域が 1,366.8ha (22%)、市街化調整区域が 4,835.2ha (78%) となっています。

また、市街化区域における用途地域別の土地利用では、住居専用地域の割合が高く、その内、第一種低層住居専用地域の比率が 28.6% となっています。

表 1-7 土地利用の現況

市街化区分		市街化区域 (ha)			市街化調整区域 (ha)	合計 (ha)	割合 (%)
		既成市街地	新市街地	計			
自然的土地利用	田	14.2	0.0	14.2	251.2	265.4	7.1%
	畑	38.5	0.0	38.5	638.0	676.5	18.1%
	小計	52.7	0.0	52.7	889.2	941.9	25.2%
	山林	24.4	0.3	24.7	2,408.3	2,433.0	65.1%
	水面	22.7	0.3	23.0	35.5	58.5	1.6%
	自然地	20.0	0.8	20.8	46.9	67.7	1.8%
	その他の自然的土地利用	8.4	1.8	10.2	223.7	233.9	6.3%
	自然的土地利用の合計	128.2	3.2	131.4	3,603.6	3,735.0	100.0%
都市的土地利用	住宅用地	610.5	0.0	610.5	268.5	879.0	35.6%
	商業用地	65.9	0.2	66.1	273.3	339.4	13.8%
	工業用地	84.3	31.4	115.7	82.3	198.0	8.0%
	農林漁業施設用地	3.0	0.1	3.1	72.0	75.1	3.0%
	小計	763.7	31.7	795.4	696.1	1,491.5	60.5%
	公共・公益施設用地	144.6	1.1	145.7	147.2	292.9	11.9%
	道路用地	203.1	4.1	207.2	319.3	526.5	21.4%
	交通施設用地	34.8	0.1	34.9	10.4	45.3	1.8%
	その他の公的施設用地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%
	その他の空地	52.2	0.0	52.2	58.6	110.8	4.5%
	都市的土地利用の合計	1,198.4	37.0	1,235.4	1,231.6	2,467.0	100.0%
合計	1,326.6	40.2	1,366.8	4,835.2	6,202.0	100.0%	
可住地	747.0	0.0	747.0	3,882.0	4,629.0	74.6%	
非可住地	579.6	40.2	619.8	953.2	1,573.0	25.4%	

※2017年3月現在

※小数点以下の数値を四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

出典：三島市「三島の統計2018」より抜粋

表 1-8 市街化区域における土地利用の現況（用途地域別）

区分	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
面積 (ha)	約391.3	約8.3	約165.6	約167	約135	約114	約41	約114	約34	約62	約116	約19	約1,366.7
比率 (%)	28.6	0.6	12.1	12.2	9.9	8.3	3.0	8.3	2.5	4.5	8.5	1.4	100.0

※2018年3月31日現在

※小数点以下の数値を四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

出典：三島市「三島の統計2018」より抜粋

Ⅱ 市民意識調査の結果（2017年度 ごみ減量及び分別等に関する市民意識調査報告書【概要版】）

■ 調査内容及び結果概要

今後のごみ減量や分別区分等の資源化施策を検討する際の基礎資料として、ごみ減量及び分別等に関する市民意識調査を実施しました。

1 調査方法

- (1) 調査対象 三島市在住の満20歳以上の男女2,000人
- (2) 調査方法 郵送調査法（郵送配布－郵送回収）
- (3) 抽出方法 単純無作為抽出
- (4) 調査期間 2017年9月5日～9月29日

2 回収結果

- (1) 回収数 1,198人（59.9%）
- (2) 有効数 1,196人（59.8%） ※白票2票を除く。

3 調査内容

- (1) ごみの分別区分について（図2-1）
現在の分別区分について、「適切だと思う」との回答が76.2%となっています。
- (2) ごみ袋への町名と名前の記入について（図2-2）
何らかの協力ができるとの回答は78.8%となっていますが、うち、「町内と名前の両方の記入に協力できる」との回答は18.6%となっています。
- (3) ごみの減量やリサイクルへの関心度について（図2-3）
関心があるとの回答が87.3%となっています。
- (4) ごみ処理の有料化について（図2-4）
ごみ袋の単価を高くする有料化について、「実施したほうがよい」との回答が43.1%となっている一方、「実施しないほうがよい」との回答が42.0%となっています。
- (5) プラスチック製容器包装の分別について（図2-5）
「費用がかかっても分別したほうがよい」との回答が23.8%に対し、「費用負担が多いので分別しないほうがよい」との回答が34.9%となっています。
- (6) ごみ処理施策の満足度について（図2-6）
現在のごみ処理施策について、満足しているとの回答が73.0%となっています。
- (7) ごみ排出量が多い原因について（図2-7）
「ごみ減量に対する意識が低いから」との回答が最も多く65.9%となっています。
- (8) ごみ減量やリサイクル推進に重要と思われるものについて（図2-8）
「意識啓発や環境教育により、一人ひとりの意識を変える」との回答が最も多く、61.3%となっています。
- (9) 今後、優先して実施すべきごみ処理施策について（図2-9）
「ごみの減量やリサイクルに対する意識向上のための啓発活動の強化」が最も多く52.7%となっており、次に多い回答が「ごみ集積所の違反ごみや不法投棄対策」で35.5%となっています。

図2-1 【現在のごみの分別区分についての満足度】

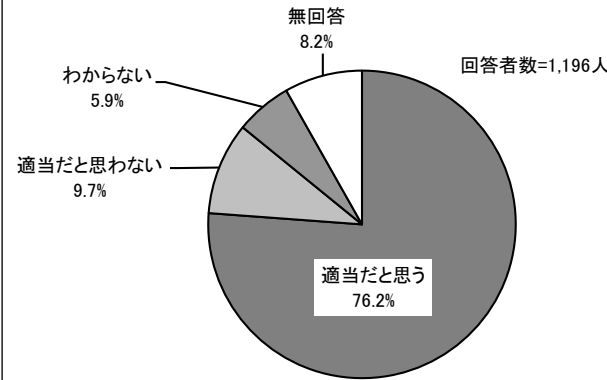


図2-2 【ごみ袋に町名と名前を記入することへの協力】

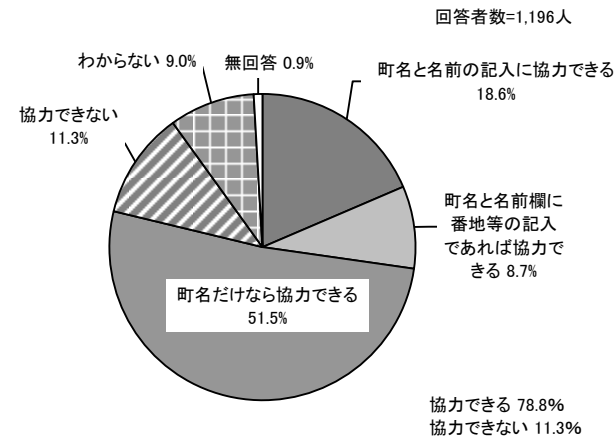


図2-3 【ごみ減量やリサイクルについての関心度】

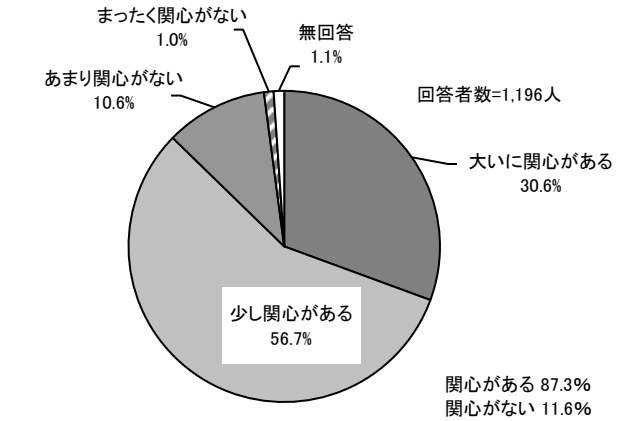


図2-4 【ごみ処理の有料化】

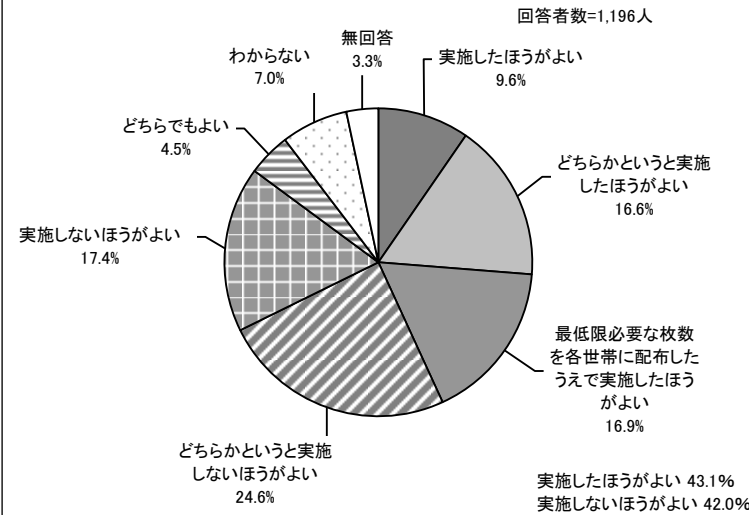


図2-5 【プラスチック製容器包装の分別】

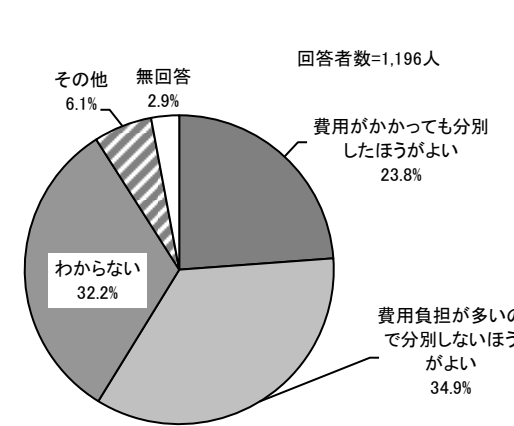
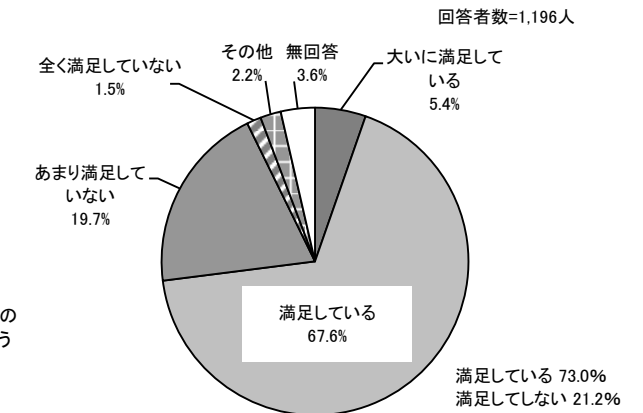
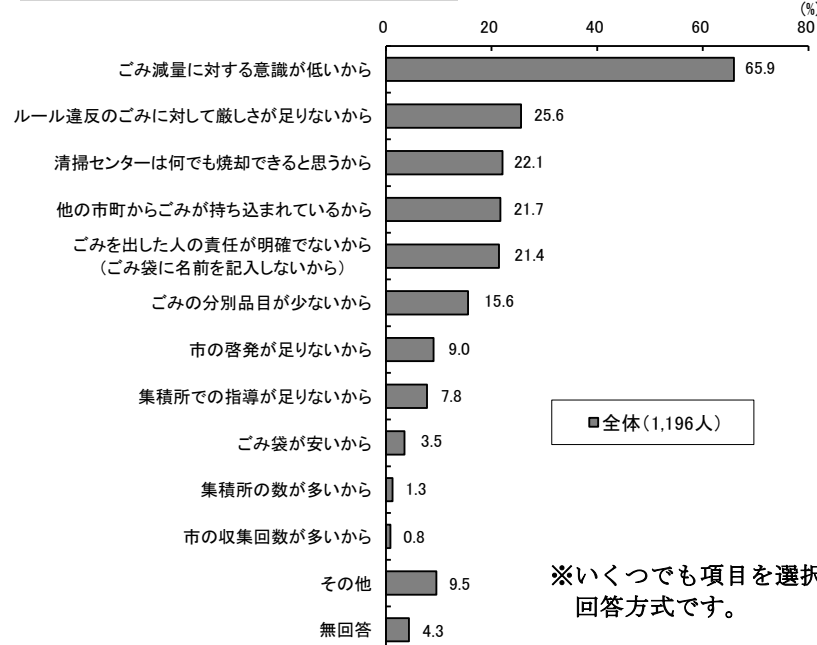


図2-6 【現在の三島市のごみ処理施策の満足度】



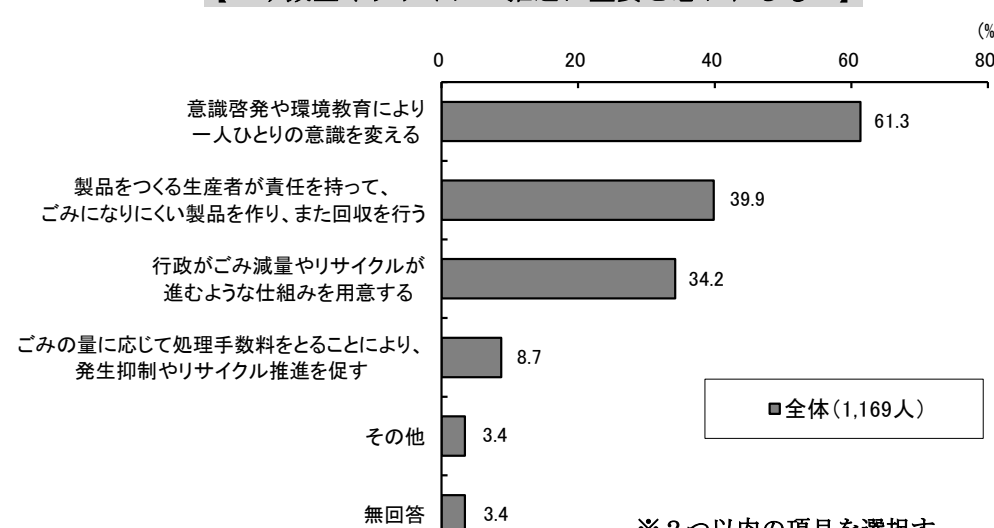
※図2-1 から図2-6 までは、単一回答方式です。

図2-7 【三島市のごみ排出量が多い原因】



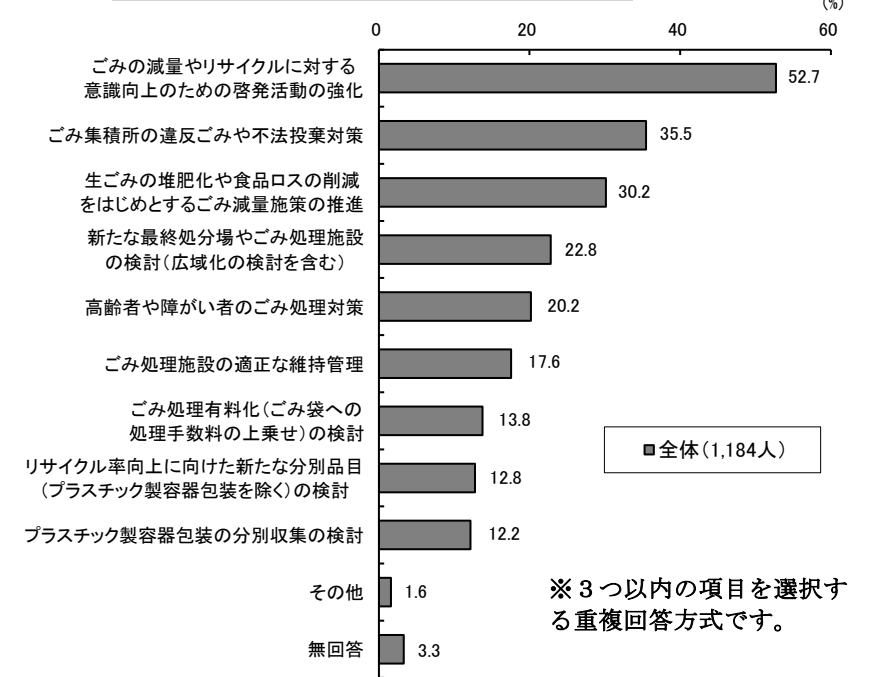
※いくつでも項目を選択できる重複回答方式です。

図2-8 【ごみ減量やリサイクル推進に重要と思われるもの】



※2つ以内の項目を選択する重複回答方式です。

図2-9 【今後優先して実施すべきごみ処理施策】



※3つ以内の項目を選択する重複回答方式です。

Ⅲ ごみ組成分析調査の結果（2017年度 ごみ組成分析調査報告書【概要版】）

■調査内容

- 業務目的
本業務は、地域のごみ集積所に排出される可燃ごみ（燃えるごみ）の組成を分析することにより、可燃ごみ中に含まれるミックス古紙をはじめとする資源ごみの混入（潜在）比率や分別精度等を把握し、今後の分別区分や収集体制、及びごみの減量や資源化施策の検討を行うための基礎資料とすることを目的として実施した。
 - 業務概要
市内8カ所を調査対象地域とし、各地域の集積場所に排出された可燃ごみを試料として回収した。回収試料を定められた分類に分別し、その組成割合等を調査した。各調査地点につき、2017年9月及び2018年2月に調査を行った。
 - 調査地点（収集地点）
都市計画法上の用途地域や地域の特性を踏まえ、市で抽出した8地点とした。
- | | 収集地点 | 収集地点の特徴 | 都市計画法上の区分 |
|---|-------------|--------------|--------------|
| ① | 本町11番付近 | 商業地域 | 商業地域 |
| ② | 中田町6番付近 | 古い住宅地 | 第1種住居地域 |
| ③ | 徳倉1丁目9番付近 | 集合住宅がある地域 | 第1種中高層住居専用地域 |
| ④ | 長伏41番付近 | 住工混合地域 | 準工業地域 |
| ⑤ | 北沢27付近 | 住農混合地域 | 市街化調整区域 |
| ⑥ | 芙蓉台2丁目15番付近 | 住宅団地(1965年代) | 第1種低層住居専用地域 |
| ⑦ | 松が丘4番付近 | 住宅団地(平成以降) | 第1種低層住居専用地域 |
| ⑧ | 東壱町田7番付近 | 住宅団地(最近の分譲地) | 第1種低層住居専用地域 |
- 調査方法
各調査地点のごみ集積場所から一か所あたり約50kgの試料をごみ袋のまま回収し、表3-2に示す42品目に分別した。（ただし、①本町及び③徳倉に関しては、集積所のごみの量が不足していたため、複数地点からの回収を行った。）
分別した試料は、調査地点・品目ごとに湿重量及び見かけの容積を計測した。

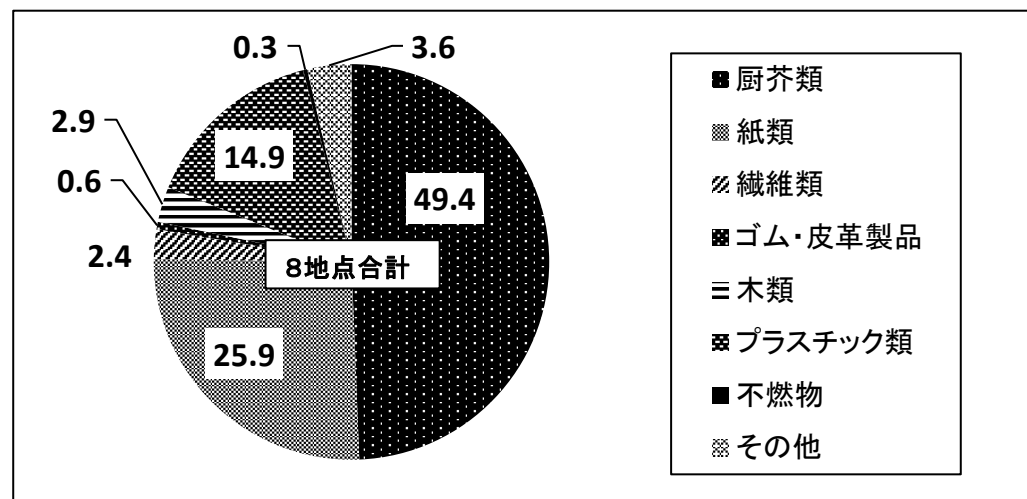
表3-2 小分類における組成割合（湿重量）

大分類	分類	重量(%)								8地点合計
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
1.厨芥類	1 生ごみ等	45.6	53.5	54.1	44.3	57.2	53.4	40.2	36.9	48.2
	2 貝殻類、骨類	1.0	3.3	0.5	1.1	0.4	1.7	0.9	0.6	1.1
2.紙類	3 ダンボール	1.0	1.3	0.2	1.8	0.3	0.1	0.0	1.3	0.8
	4 新聞・広告	4.7	3.0	0.6	3.5	1.1	1.8	1.3	5.2	2.7
	5 書籍、雑誌	1.0	0.2	1.4	1.2	0.0	0.6	2.5	0.0	0.8
	6 飲料用紙製容器(コーティング無し)	0.4	0.7	0.3	0.1	0.1	0.5	0.2	0.1	0.3
	7 ミックス古紙(容器包装)	2.1	4.2	3.5	2.8	2.2	3.0	3.5	2.0	2.8
	8 ミックス古紙(はがき等)	5.3	6.8	6.0	7.1	2.9	6.0	9.5	2.6	5.6
	9 ミックス古紙(シュレッダー紙)	0.0	0.2	1.6	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
	10 飲料用紙製容器(コーティング有り)	0.4	0.7	0.6	0.3	0.4	0.3	0.6	0.4	0.4
	11 その他紙製容器(コーティング有り)	0.6	0.3	0.3	0.5	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3
	12 紙おむつ・ティッシュ等	13.1	8.3	10.5	14.0	10.2	9.5	13.8	14.8	11.9
3.繊維類	13 衣類、布類	0.7	1.0	1.6	1.1	2.2	2.5	5.1	3.4	2.2
	14 綿入り製品	0.0	0.6	0.0	1.1	0.0	0.0	0.2	0.0	0.3
4.ゴム・皮革製品	15 かばん、靴等	1.4	0.0	0.2	0.6	0.9	1.2	0.1	0.0	0.6
5.木類	16 剪定枝葉	0.8	0.3	0.1	0.5	5.5	2.9	0.0	8.0	2.4
	17 木材	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0
	18 割り箸	1.5	0.2	0.0	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3
	19 その他(串、木箱等)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.4	0.0	0.1
6.プラスチック類	20 ペットボトル	1.4	0.4	0.8	0.3	0.1	0.3	0.9	0.6	0.6
	21 ボトル類	0.8	0.7	0.5	0.7	0.4	1.1	2.1	0.9	0.9
	22 カップ・パック類	4.1	3.8	4.7	3.0	4.6	2.6	4.3	2.6	3.7
	23 チューブ類	0.1	0.1	0.4	0.1	0.2	0.5	0.4	0.2	0.2
	24 袋類	4.4	4.3	3.9	4.8	6.1	5.4	5.1	3.6	4.8
	25 レジ袋	1.0	1.0	1.4	0.7	0.8	0.8	1.6	1.0	1.0
	26 ビニール袋	0.6	0.9	1.1	1.0	1.4	0.5	1.1	0.9	0.9
	27 白色トレイ	0.4	0.2	0.2	0.1	0.2	0.3	0.2	0.1	0.2
	28 白色発泡スチロール	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
	29 着色トレイ	0.6	0.3	0.5	0.2	0.4	0.3	0.1	0.3	0.3
	30 キャップ・ラップ・ネット類	1.5	1.4	1.2	0.4	0.7	0.7	1.1	0.7	0.9
	31 容器包装以外	1.6	1.4	2.2	0.6	0.5	1.9	3.0	0.4	1.4
7.不燃物	32 陶磁器類	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	33 蛍光灯類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	34 危険不燃物(ライター、体温計、刃物等)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	35 危険不燃物(スプレー缶)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	36 乾電池	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0
	37 複合品(小型電化製品等)	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.3	0.0	0.1
	38 金属(缶類)	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	39 金属(缶類以外)	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1
	40 ガラス類(びん類)	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
	41 ガラス類(びん類以外)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
8.その他	42	2.9	0.8	1.0	6.9	1.0	1.3	1.0	12.5	3.6
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表3-1 大分類における組成割合（湿重量）

分類	湿重量割合(%)								8地点合計
	地点①	地点②	地点③	地点④	地点⑤	地点⑥	地点⑦	地点⑧	
厨芥類	46.5	56.8	54.6	45.4	57.6	55.1	41.1	37.6	49.4
紙類	28.8	25.6	25.1	31.5	17.4	21.9	31.6	26.6	25.9
繊維類	0.7	1.7	1.6	2.2	2.2	2.5	5.3	3.4	2.4
ゴム・皮革製品	1.4	0.0	0.2	0.6	0.9	1.2	0.1	0.0	0.6
木類	2.4	0.6	0.3	0.8	5.7	3.3	0.6	8.2	2.9
プラスチック類	16.5	14.5	17.0	12.0	15.2	14.4	19.9	11.6	14.9
不燃物	0.8	0.0	0.3	0.6	0.0	0.3	0.5	0.1	0.3
その他	2.9	0.8	1.0	6.9	1.0	1.3	1.0	12.5	3.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

図3-1 大分類における組成割合（湿重量）



IV ごみ処理の実績と将来予測

1 将来人口の予測

表1-4の人口実績から予測し、上位計画の目標に近い二次関数式を採用します。

表4-1 行政区域内人口（外国人含む）の実績と予測

(単位：人)

時間係数	実績値	推計式							採用値	
		T	X	直線式	二次関数式	指数式	べき乗式	ロジスティック式		対数式
実績値	1	2008	114,104	114,067	113,957	114,073	—	39,889	114,500	114,104
	2	2009	113,545	113,746	113,710	113,749	—	40,044	113,639	113,545
	3	2010	113,287	113,426	113,444	113,425	—	40,198	113,136	113,287
	4	2011	113,158	113,105	113,160	113,103	—	40,352	112,779	113,158
	5	2012	113,078	112,785	112,858	112,781	—	40,507	112,501	113,078
	6	2013	112,699	112,464	112,537	112,460	—	40,661	112,275	112,699
	7	2014	112,102	112,144	112,198	112,140	—	40,815	112,084	112,102
	8	2015	111,626	111,823	111,841	111,821	—	40,970	111,918	111,626
	9	2016	111,550	111,502	111,466	111,503	—	41,124	111,772	111,550
	10	2017	111,095	111,182	111,072	111,186	—	41,278	111,641	111,095
予測結果	11	2018	—	110,861	110,660	110,870	—	41,432	111,522	110,660
	12	2019	—	110,541	110,229	110,555	—	41,587	111,414	110,229
	13	2020	—	110,220	109,780	110,240	—	41,741	111,315	109,780
	14	2021	—	109,899	109,313	109,927	—	41,895	111,223	109,313
	15	2022	—	109,579	108,828	109,614	—	42,049	111,137	108,828
	16	2023	—	109,258	108,324	109,302	—	42,203	111,057	108,324
	17	2024	—	108,938	107,802	108,992	—	42,357	110,982	107,802
	18	2025	—	108,617	107,262	108,682	—	42,511	110,911	107,262
	19	2026	—	108,296	106,703	108,372	—	42,665	110,844	106,703
	20	2027	—	107,976	106,126	108,064	—	42,819	110,780	106,126
	21	2028	—	107,655	105,531	107,757	—	42,973	110,719	105,531
	22	2029	—	107,335	104,918	107,450	—	43,127	110,662	104,918
	23	2030	—	107,014	104,286	107,145	—	43,281	110,606	104,286
相関係数			0.985265	0.98783286	0.98500194	—	0	0.92400982	—	

採用式

- 直線式 $Y = -320.5939393939 \times X + 757819.703030303000$
- 二次関数式 $Y = -9.155303030 \times X^2 + 36529.500757 \times X + -36322512.55$
- 指数式 $Y = 10^{(7.540941153094 + -0.001236930997 \times X)}$
- べき乗式 $Y = (T-1)^{0.0000000000} \times 0.0000000000 + 114104.00000$
- ロジスティック式 $Y = 81167.378130 \div (1 + e^{(15.306272031 - 0.0076056010 \times X)})$
- 対数式 $Y = -2859.447545 \times \log(T) + 114500.12983$

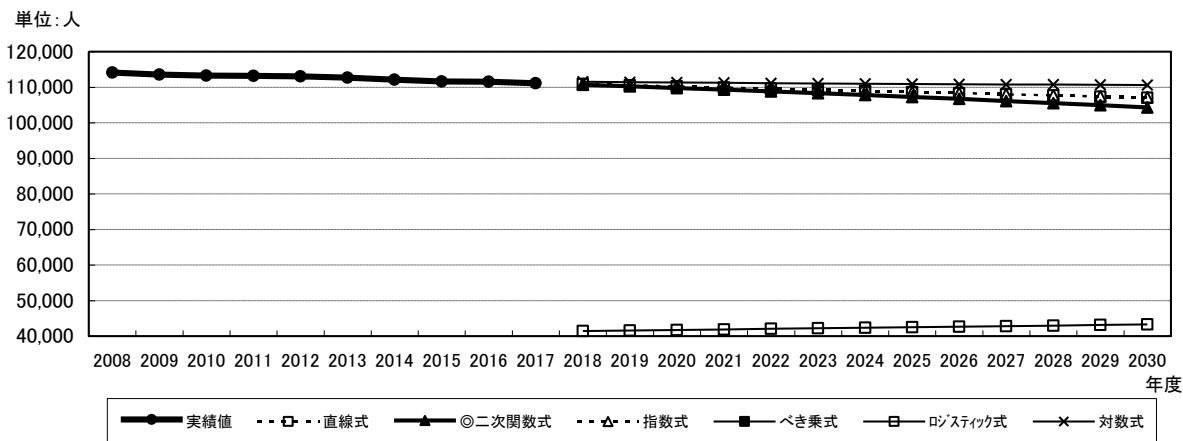


図4-1 行政区域内人口（外国人含む）の実績と予測

2 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測

現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測結果は表4-2に示すとおりです。

生活系、事業系および集団回収量を合わせた年間ごみ排出量は、現状の2017年度の36,989tに対し、中間目標年度の2025年度には33,320t(約9.9%減)、計画目標年度の2030年度には31,558t(約14.7%減)になると予測されます。

表4-2 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測

項目/年度		実績	予測(現状のまま推移)												
		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
人口	人	111,095	110,660	110,229	109,780	109,313	108,828	108,324	107,802	107,262	106,703	106,126	105,531	104,918	104,286
ごみ排出量	t/年	36,989	36,816	36,266	35,590	35,066	34,586	34,232	33,718	33,320	32,941	32,666	32,226	31,888	31,558
生活系ごみ	t/年	26,052	25,913	25,515	25,025	24,640	24,283	24,014	23,630	23,326	23,034	22,814	22,477	22,209	21,946
事業系ごみ	t/年	8,948	8,962	8,850	8,707	8,603	8,510	8,449	8,349	8,278	8,212	8,173	8,094	8,040	7,989
集団回収量	t/年	1,989	1,941	1,901	1,857	1,823	1,793	1,770	1,740	1,716	1,695	1,679	1,656	1,638	1,622
1人1日当たり排出量	g	912	911	899	888	879	871	863	857	851	846	841	837	833	829

※小数点以下を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

3 計画目標とすることごみ排出量

計画目標とすることごみ排出量を表4-3に示します。

現状の2017年度における1人1日当たりの排出量(外国人含む)は912gであり、中間目標年度の2025年度までに842g、計画目標年度の2030年度までに800gとすることを目標とします。この値は、今後、毎年1%削減することで達成可能となる値です。

また、当該目標を達成した場合の年間ごみ排出量は、現状に対し、中間目標年度の2025年度が32,954t(約10.9%減)、計画目標年度の2030年度が30,470t(約17.6%減)となります。

表4-3 計画目標とすることごみ排出量

項目/年度		実績	計画目標												
		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
人口	人	111,095	110,660	110,229	109,780	109,313	108,828	108,324	107,802	107,262	106,703	106,126	105,531	104,918	104,286
ごみ排出量	t/年	36,989	36,476	36,069	35,466	34,962	34,458	34,049	33,455	32,954	32,455	32,044	31,460	30,964	30,470
生活系ごみ	t/年	26,052	25,655	25,365	24,931	24,561	24,187	23,876	23,431	23,051	22,668	22,346	21,901	21,517	21,133
事業系ごみ	t/年	8,948	8,880	8,802	8,677	8,578	8,479	8,404	8,284	8,187	8,092	8,019	7,902	7,808	7,715
集団回収量	t/年	1,989	1,941	1,901	1,857	1,823	1,793	1,770	1,740	1,716	1,695	1,679	1,656	1,638	1,622
1人1日当たり排出量	g	912	903	894	885	876	867	859	850	842	833	825	817	809	800

※小数点以下を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

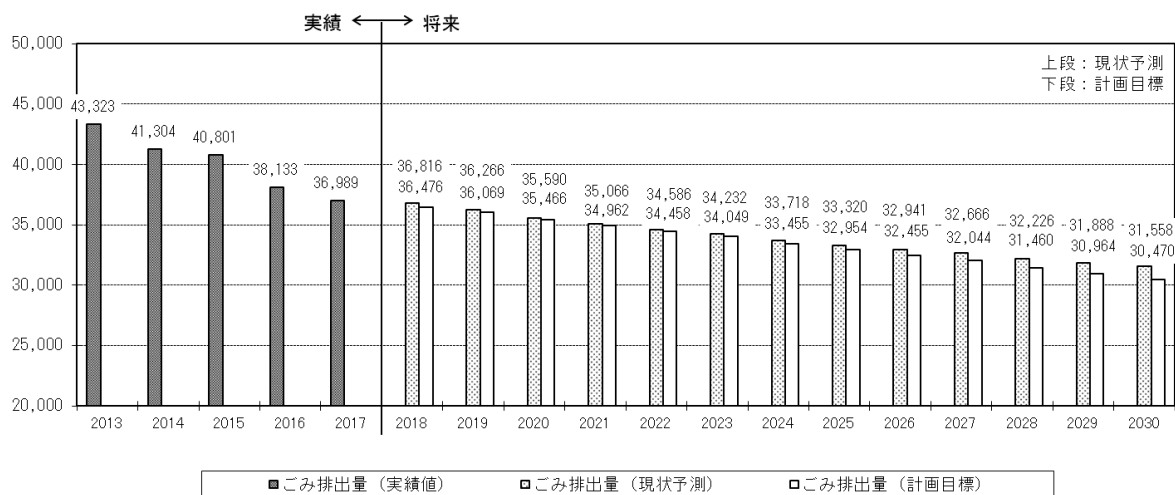


図4-2 現状のまま推移した場合と計画目標とするごみ排出量の比較

4 ごみ排出量の予測方法

現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測においては、生活系ごみ（1人1日平均排出量）、事業系ごみ（日平均排出量）および集団回収（日平均回収量）の実績をもとにそれぞれ予測するものとします。

① 生活系ごみ 1 人 1 日平均排出量の採用式

生活系ごみ 1 人 1 日平均排出量の予測結果は表 4-4 および図 4-3 に示すとおりです。最も緩やかに減少する対数式以外は、達成が非常に困難な値や不自然な傾向を示していることから、対数式を採用するものとします。

表 4-4 生活系ごみ 1 人 1 日平均排出量の実績と予測

(単位: g/人・日)

時間係数	実績値		推 計 式						採用値	
	T	X	直線式	二次関数式	指数式	べき乗式	ロジスティック式	対数式	対数式	
実績値	1	2013	740.11	—	—	—	—	—	—	740.11
	2	2014	709.84	—	—	—	—	—	—	709.84
	3	2015	702.80	—	—	—	—	—	—	702.80
	4	2016	659.31	—	—	—	—	—	—	659.31
	5	2017	642.46	—	—	—	—	—	—	642.46
予測結果	6	2018	—	617.15	612.35	619.95	—	245.42	641.55	641.55
	7	2019	—	592.57	582.96	598.21	—	252.24	632.43	632.43
	8	2020	—	567.99	552.20	577.24	—	259.00	624.53	624.53
	9	2021	—	543.41	520.07	557.01	—	265.70	617.56	617.56
	10	2022	—	518.82	486.56	537.48	—	272.32	611.33	611.33
	11	2023	—	494.24	451.68	518.64	—	278.87	605.69	605.69
	12	2024	—	469.66	415.43	500.46	—	285.31	600.54	600.54
	13	2025	—	445.07	377.80	482.92	—	291.65	595.81	595.81
	14	2026	—	420.49	338.81	465.99	—	297.87	591.42	591.42
	15	2027	—	395.91	298.44	449.66	—	303.98	587.34	587.34
	16	2028	—	371.32	256.69	433.89	—	309.95	583.52	583.52
	17	2029	—	346.74	213.57	418.68	—	315.78	579.94	579.94
	18	2030	—	322.16	169.09	404.01	—	321.47	576.56	576.56
相関係数			0.98203874	0.98257457	0.98112611	—	0	0.94988472	—	

▲
採用式

- 直線式 $Y = -24.583000000008 \times X + 50225.649000015000$
- 二次関数式 $Y = -0.686428430 \times X^2 + 2741.7235732 \times X + -2736826.850$
- 指数式 $Y = 10^{(34.065534261774 + -0.015497116333 \times X)}$
- べき乗式 $Y = (T-1)^{0.0000000000} \times 0.0000000000 + 740.11000000$
- ロジスティック式 $Y = 449.60479839 \div (1 + e^{(123.56717964 - 0.0613236623 \times X)})$
- 対数式 $Y = -136.2199919 \times \log(T) + 747.54921053$

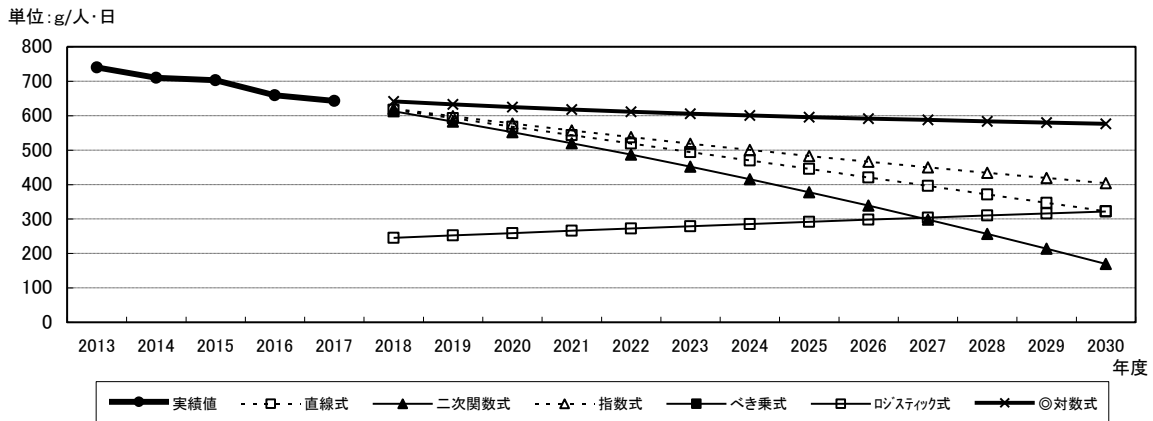


図 4-3 生活系ごみ 1 人 1 日平均排出量の実績と予測

② 事業系ごみ日平均排出量の採用式

事業系ごみ日平均排出量の予測結果は表4-5および図4-4に示すとおりです。

最も緩やかに減少する対数式以外は、達成が非常に困難な値や不自然な傾向を示していることから、対数式を採用するものとします。

表4-5 事業系ごみ日平均排出量の実績と予測

(単位：t/日)

時間係数	実績値		推 計 式						採用値	
	T	X	直線式	二次関数式	指数式	べき乗式	ロジスティック式	対数式	対数式	
実績値	1	2013	28.60	28.60	28.49	28.64	—	8.52	28.89	28.60
	2	2014	27.26	27.59	27.64	27.57	—	8.89	27.21	27.26
	3	2015	27.22	26.57	26.68	26.53	—	9.26	26.23	27.22
	4	2016	25.29	25.56	25.62	25.54	—	9.64	25.54	25.29
	5	2017	24.52	24.55	24.44	24.58	—	10.01	25.00	24.52
予測結果	6	2018	—	23.54	23.16	23.66	—	10.44	24.55	24.55
	7	2019	—	22.53	21.76	22.77	—	10.82	24.18	24.18
	8	2020	—	21.51	20.26	21.91	—	11.19	23.86	23.86
	9	2021	—	20.50	18.65	21.09	—	11.55	23.57	23.57
	10	2022	—	19.49	16.93	20.30	—	11.90	23.31	23.31
	11	2023	—	18.47	15.10	19.54	—	12.25	23.08	23.08
	12	2024	—	17.46	13.16	18.80	—	12.59	22.87	22.87
	13	2025	—	16.45	11.11	18.10	—	12.92	22.68	22.68
	14	2026	—	15.44	8.95	17.42	—	13.24	22.50	22.50
	15	2027	—	14.42	6.69	16.76	—	13.55	22.33	22.33
	16	2028	—	13.41	4.31	16.13	—	13.84	22.17	22.17
	17	2029	—	12.40	1.83	15.53	—	14.13	22.03	22.03
	18	2030	—	11.39	-0.77	14.94	—	14.40	21.89	21.89
相関係数			0.97211519	0.97408402	0.97045234	—	0	0.93562544	—	

▲
採用式

直線式	$Y = -1.012700000004 \times X + 2067.167100007410$
二次関数式	$Y = -0.054499986 \times X^2 + 218.62224414 \times X + -219214.9301$
指数式	$Y = 10^{(34.920335503029 + -0.016623577259 \times X)}$
べき乗式	$Y = (T-1)^{0.0000000000} \times 0.0000000000 + 28.596000000$
ロジスティック式	$Y = 18.606352011 \div (1 + e^{(165.31949487 - 0.0820444143 \times X)})$
対数式	$Y = -5.583786302 \times \log(T) + 28.898540752$

単位：t/日

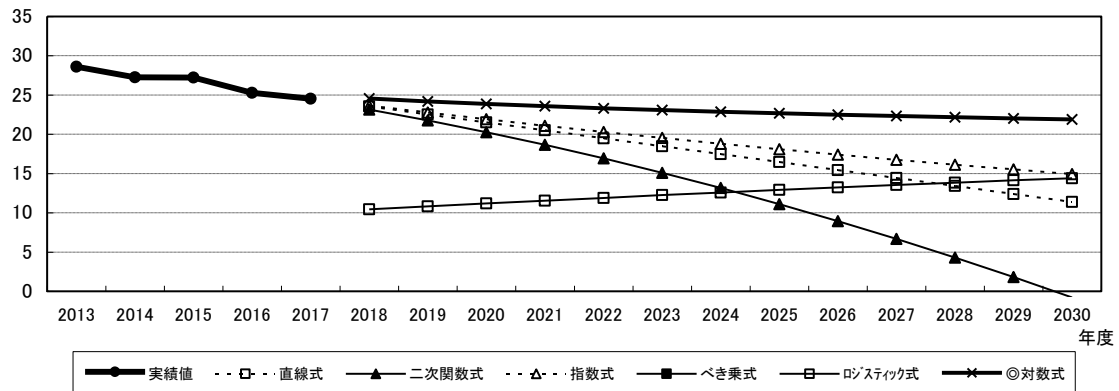


図4-4 事業系ごみ日平均排出量の実績と予測

③ 集団回収日平均回収量の採用式

集団回収日平均回収量の予測結果は表4-6および図4-5に示すとおりです。

実績値と同様の傾向を示しており、最も緩やかに減少する対数式を採用するものとします。

表4-6 集団回収日平均回収量の実績と予測

時間係数		実績値	推計式						採用値	
T	X		直線式	二次関数式	指数式	べき乗式	ロジスティック式	対数式	対数式	
実績値	1	2013	6.69	6.62	6.71	6.63	—	1.96	6.74	6.69
	2	2014	6.33	6.30	6.25	6.29	—	2.14	6.19	6.33
	3	2015	5.81	5.98	5.88	5.96	—	2.31	5.87	5.81
	4	2016	5.64	5.67	5.62	5.66	—	2.49	5.64	5.64
	5	2017	5.45	5.35	5.45	5.37	—	2.67	5.46	5.45
予測結果	6	2018	—	5.03	5.38	5.10	—	2.84	5.32	5.32
	7	2019	—	4.72	5.41	4.84	—	3.01	5.20	5.20
	8	2020	—	4.40	5.53	4.59	—	3.17	5.09	5.09
	9	2021	—	4.08	5.76	4.35	—	3.32	5.00	5.00
	10	2022	—	3.77	6.08	4.13	—	3.46	4.91	4.91
	11	2023	—	3.45	6.50	3.92	—	3.59	4.84	4.84
	12	2024	—	3.13	7.03	3.72	—	3.71	4.77	4.77
	13	2025	—	2.82	7.65	3.53	—	3.81	4.70	4.70
	14	2026	—	2.50	8.36	3.35	—	3.91	4.64	4.64
	15	2027	—	2.18	9.18	3.18	—	4.00	4.59	4.59
	16	2028	—	1.87	10.10	3.01	—	4.08	4.54	4.54
	17	2029	—	1.55	11.11	2.86	—	4.15	4.49	4.49
	18	2030	—	1.23	12.22	2.71	—	4.21	4.44	4.44
相関係数			0.97730853	0.99374893	0.9822979	—	0	0.98769997	—	

▲
採用式

直線式	$Y = -0.316599999999 \times X + 643.930999998018$
二次関数式	$Y = 0.0492857120 \times X^2 - 198.9380195 \times X + 200754.91263$
指数式	$Y = 10^{(46.711634806963 + -0.022797042953 \times X)}$
べき乗式	$Y = (T-1)^{0.0000000000} \times 0.0000000000 + 6.6870000000$
ロジスティック式	$Y = 4.6280209209 \div (1 + e^{(311.40681194 - 0.1545443235 \times X)})$
対数式	$Y = -1.833023138 \times \log(T) + 6.7442374667$

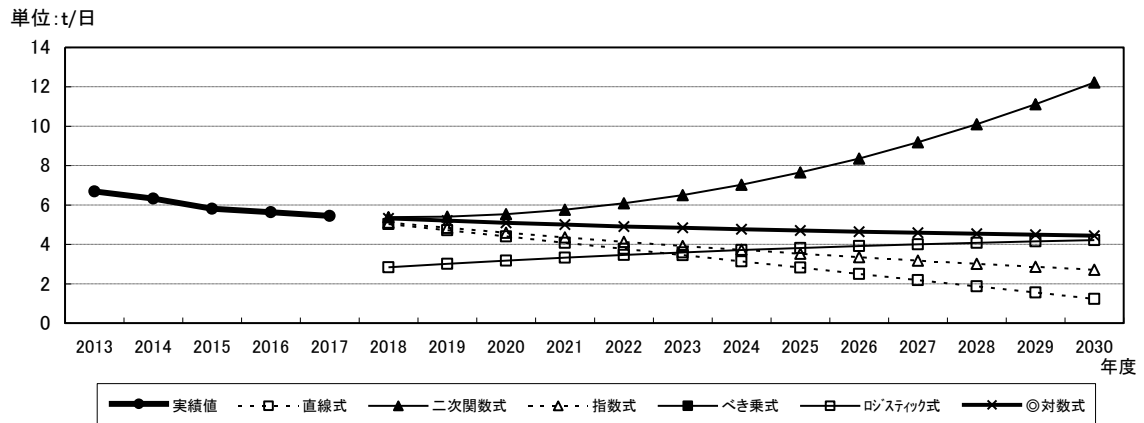


図4-5 集団回収日平均回収量の実績と予測

V 資源化の実績と将来予測

1 現状のまま推移した場合の資源化量の予測

現状のまま推移した場合の資源化量の予測結果を表5-1に示します。

ごみ排出量の減少とともに、資源化量も減少するものと予測され、総資源化量は、現状の2017年度の5,156tに対し、中間目標年度の2025年度には4,567t(約11.4%減)、計画目標年度の2030年度には4,315t(約16.3%減)になると予測されます。

表5-1 資源化量の予測結果(現状推移)

(単位: t/年)

項目/年度	実績	予測(現状のまま推移)													
	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
可燃ごみ	焼却後磁選物	78	78	77	75	74	73	72	71	70	70	69	68	67	67
	ペットボトル	94	94	93	91	90	88	87	86	85	84	84	82	82	81
	白色トレイ 発泡スチロール ペットボトル蓋	10	10	10	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9
	古紙	1,063	1,060	1,044	1,025	1,010	997	987	972	961	950	942	930	920	911
	木製家具(持ち込み) 剪定枝等(持ち込み)	352	351	346	340	335	330	327	322	318	315	312	308	305	302
	衣類等 羽毛ふとん	227	227	223	219	216	213	211	208	205	203	201	199	197	195
	小計	1,826	1,819	1,793	1,760	1,735	1,711	1,694	1,669	1,650	1,631	1,618	1,596	1,580	1,563
	不燃ごみ	鉄	257	256	252	247	243	240	237	233	230	228	225	222	219
アルミ		102	102	100	98	97	95	94	93	92	90	90	88	87	86
その他金属		118	118	116	114	112	110	109	107	106	105	104	102	101	100
カレット		663	659	649	637	627	618	611	601	593	586	580	572	565	558
リターナブルびん		30	30	29	29	28	28	28	27	27	27	26	26	26	25
乾電池		24	24	24	23	23	22	22	22	22	21	21	21	21	20
蛍光灯		9	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	7
小型家電		132	132	130	127	125	123	122	120	118	117	116	114	113	111
パソコン		6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
小計		1,342	1,335	1,314	1,289	1,269	1,251	1,237	1,217	1,201	1,186	1,175	1,158	1,144	1,130
資源化量合計	3,167	3,154	3,107	3,049	3,004	2,962	2,931	2,886	2,851	2,817	2,793	2,754	2,724	2,694	
集団回収量	1,989	1,941	1,901	1,857	1,823	1,793	1,770	1,740	1,716	1,695	1,679	1,656	1,638	1,622	
総資源化量合計	5,156	5,095	5,008	4,906	4,827	4,754	4,701	4,625	4,567	4,512	4,472	4,410	4,362	4,315	
リサイクル率	13.9%	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%	13.7%	13.7%	13.7%	13.7%	13.7%	13.7%	13.7%	13.7%	13.7%	

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

2 計画目標を達成するための資源化量の推計

可燃ごみの組成分析調査結果（湿重量割合）に基づく、可燃ごみ中に含まれる資源物の潜在推定量から算定した、計画目標とするリサイクル率を達成するための資源物の回収率と回収量の推計値を表5-2に示します。

表5-2 計画目標を達成するための資源物の回収率と回収量の推計値

項目/年度		2017年度				2025年度			2030年度				
		潜在量 (t/年)	潜在率 (%)	回収量 (t/年)	回収率 (%)	潜在量 (t/年)	回収量 (t/年)	回収率 (%)	潜在量 (t/年)	回収量 (t/年)	回収率 (%)		
ごみ排出量		36,989	—	—	—	32,954	—	—	30,470	—	—		
ごみ排出量（集回回収量を除く）		35,000	—	—	—	31,238	—	—	28,848	—	—		
ごみ排出量（可燃ごみ）		32,578	—	—	—	29,094	—	—	26,883	—	—		
生活系ごみ排出量（可燃ごみ）		23,633	—	—	—	20,911	—	—	19,171	—	—		
生活系ごみ排出量（可燃ごみ）※委託収集分		22,398	—	—	—	19,818	—	—	18,169	—	—		
生活系ごみ排出量（可燃ごみ）※委託収集分 （古紙、ペットボトル、白色トレイ、白色発泡スチロール、剪定枝等を除く）		20,882	—	—	—	18,468	—	—	16,924	—	—		
可燃ごみ	1. 厨芥類	1 生ごみ等	10,065	48.2%	0	0%	8,901	0	0%	8,157	0	0%	
		2 貝殻類、骨類	230	1.1%	0	0%	203	0	0%	186	0	0%	
	2. 紙類	3 ダンボール	167	0.8%	0	0%	148	81	55%	135	74	55%	
		4 新聞・広告	564	2.7%	0	0%	499	274	55%	457	251	55%	
		5 書籍、雑誌	167	0.8%	0	0%	148	81	55%	135	74	55%	
		6 飲料用紙製容器（コーティング無し）	63	0.3%	0	0%	55	30	55%	51	28	55%	
		7 ミックス古紙（容器包装）	585	2.8%	0	0%	517	284	55%	474	261	55%	
		8 ミックス古紙（はがき等）	1,169	5.6%	0	0%	1,034	569	55%	948	521	55%	
		9 ミックス古紙（シュレッダー紙）	42	0.2%	0	0%	37	20	55%	34	19	55%	
		10 飲料用紙製容器（コーティング有り）	84	0.4%	0	0%	74	41	55%	68	37	55%	
		11 その他紙製容器（コーティング有り）	63	0.3%	0	0%	55	30	55%	51	28	55%	
		12 紙おむつ・ティッシュ等	2,485	11.9%	0	0%	2,198	0	0%	2,014	0	0%	
		3. 繊維類	13 衣類、布類	459	2.2%	0	0%	406	223	55%	372	205	55%
			14 綿入り製品	63	0.3%	0	0%	55	0	0%	51	0	0%
		4. ゴム・皮革類	15 かばん、靴等	125	0.6%	0	0%	111	61	55%	102	56	55%
		5. 木類	16 剪定枝葉	501	2.4%	0	0%	443	244	55%	406	223	55%
			17 木材	0	0.0%	0	0%	0	0	0%	0	0	0%
			18 割り箸	63	0.3%	0	0%	55	0	0%	51	0	0%
			19 その他（串・木箱等）	21	0.1%	0	0%	18	0	0%	17	0	0%
		6. プラスチック類	20 ペットボトル	125	0.6%	0	0%	111	61	55%	102	56	55%
			21 ボトル類	188	0.9%	0	0%	166	0	0%	152	0	0%
			22 カップ・パック等	773	3.7%	0	0%	683	0	0%	626	0	0%
			23 チューブ類	42	0.2%	0	0%	37	0	0%	34	0	0%
			24 袋類	1,002	4.8%	0	0%	886	0	0%	812	0	0%
			25 レジ袋	209	1.0%	0	0%	185	0	0%	169	0	0%
			26 ビニール袋	188	0.9%	0	0%	166	0	0%	152	0	0%
			27 白色トレイ	42	0.2%	0	0%	37	20	55%	34	19	55%
			28 発泡スチロール	0	0.0%	0	0%	0	0	0%	0	0	0%
			29 着色トレイ	63	0.3%	0	0%	55	0	0%	51	0	0%
			30 キャップ・ラップ・ネット類	188	0.9%	0	0%	166	0	0%	152	0	0%
			31 容器包装以外	292	1.4%	0	0%	259	0	0%	237	0	0%
		7. 不燃物	32 陶磁器類	0	0.0%	0	0%	0	0	0%	0	0	0%
			33 蛍光管類	0	0.0%	0	0%	0	0	0%	0	0	0%
			34 危険不燃物（ライター、体温計、刃物等）	0	0.0%	0	0%	0	0	0%	0	0	0%
			35 危険不燃物（スプレー缶）	0	0.0%	0	0%	0	0	0%	0	0	0%
			36 乾電池	0	0.0%	0	0%	0	0	0%	0	0	0%
			37 複合品（小型電化製品等）	21	0.1%	0	0%	18	10	55%	17	9	55%
			38 金属（缶類）	21	0.1%	0	0%	18	10	55%	17	9	55%
			39 金属（缶類以外）	21	0.1%	0	0%	18	10	55%	17	9	55%
			40 ガラス類（びん類）	21	0.1%	0	0%	18	10	55%	17	9	55%
			41 ガラス類（びん類以外）	0	0.0%	0	0%	0	0	0%	0	0	0%
		8. その他	42 その他	773	3.7%	0	0%	683	0	0%	626	0	0%
	計		20,882	100.0%	0	0%	18,468	2,062	—	16,924	1,890	—	
資源物	紙類（古紙）	1,063	—	1,063	—	950	2,362	—	878	2,171	—		
	金属類（不燃由来）	478	—	478	—	423	443	—	388	406	—		
	金属類（可燃由来）	78	—	78	—	70	70	—	64	64	—		
	カレット（ガラスびん）	693	—	693	—	613	623	—	562	571	—		
	ペットボトル	94	—	94	—	84	145	—	78	134	—		
	トレイ・発泡スチロール	10	—	10	—	9	30	—	9	27	—		
	木質家具・剪定枝等（持ち込み）	352	—	352	—	315	315	—	291	291	—		
	剪定枝等（集積所）	400	—	0	—	354	598	—	324	548	—		
	衣類等・羽毛ふとん	227	—	227	—	203	427	—	188	392	—		
	かばん・靴等	—	—	—	—	61	—	—	56	—	—		
	乾電池	24	—	24	—	21	21	—	20	20	—		
	蛍光管	9	—	9	—	8	8	—	7	7	—		
	小型家電	132	—	132	—	117	127	—	107	117	—		
	パソコン類	6	—	6	—	5	5	—	5	5	—		
	その他プラスチック製容器包装	0	—	0	—	0	0	—	0	0	—		
	厨芥類	0	—	0	—	0	0	—	0	0	—		
	計	3,567	—	3,167	—	3,172	5,234	—	2,920	4,809	—		
	集回回収	1,989	—	1,989	—	1,716	1,716	—	1,622	1,622	—		
	総計	5,556	—	5,156	—	4,888	6,950	—	4,541	6,431	—		
	リサイクル率（%）	15.02	—	13.94	—	14.83	21.09	—	14.90	21.11	—		
最終処分	集じん灰	2,188	—	2,188	—	1,954	1,786	—	1,805	1,651	—		
	不燃残さ（可燃ごみ由来）	684	—	684	—	611	559	—	565	516	—		
	不燃残さ（不燃ごみ由来）	304	—	304	—	269	269	—	247	247	—		
	計	3,176	—	3,176	—	2,833	2,613	—	2,616	2,414	—		
最終処分率（%）	8.59	—	8.59	—	8.60	7.93	—	8.58	7.92	—			

※潜在率はごみ組成分析調査（2018年3月）の湿重量比率を基に設定した。

※少数点を以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

VI 国や県の計画目標

1 国の削減目標

環境省では、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「廃棄物処理法基本方針」という）」を2016年1月に策定し、その中で表6-1に示す一般廃棄物の減量化等の目標量を定めています。

また、2018年6月には、第4次循環型社会形成推進計画を策定し、表6-2に示す目標を定め、今後、上記の基本方針を改訂する際には、当該目標と整合を図ることとしています。

表6-1 一般廃棄物に関する目標（廃棄物処理法基本方針）

区 分	【目標年度】2020年度	2012年度（基準年度）	
		全国	三島市
排出量	2012年度比 約12%削減	約45,234千t	41,803t
	※1 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 500g	533g	※2 674g
再生利用率	約27%に増加	約21%	約15.4%
最終処分量	2012年度比 約14%削減	約4,648千t	3,945t

※1 「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」は、「生活系ごみ」から「集団回収量」「資源ごみ」「直接搬入ごみ」のうち資源として利用されるものを除いて算出したもの。

※2 少量排出事業者が集積所に排出するごみも含まれる。

表6-2 一般廃棄物に関する目標（第4次循環型社会形成推進計画）

区 分	【目標年度】2025年度
1人1日当たりのごみ排出量	約850g
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g
一般廃棄物の循環利用率	約28%

2 静岡県の削減目標

静岡県では、「第3次静岡県循環型社会形成計画」を2016年3月に策定し、県民および事業者のごみ減量への努力を判定できる「1人1日当たりの排出量」と、経済動向や人口の影響を受けにくく、資源化などの取組が測れる「最終処分率（排出量に対する最終処分量の割合）」を目標指標としています。

表6-3 一般廃棄物に関する目標（第3次静岡県循環型社会形成計画）

区 分	【目標年度】2020年度	2013年度（基準年度）	
		静岡県	三島市
1人1日当たりの排出量	815g	917g	1,053g
最終処分量	4.2%	6.3%	8.4%

Ⅶ 計画策定に係る法令・例規

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

昭和 45 年 12 月 25 日

法律第 137 号

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2 市の条例及び規則

○三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

平成 7 年 9 月 27 日

条例第 31 号

（廃棄物処理対策審議会）

第 6 条 市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び処理に関する事項その他市の清掃事業に係る重要な事項について調査審議するため、三島市廃棄物処理対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、15 人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市内の各種団体等を代表する者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

○三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

平成 7 年 9 月 27 日

条例第 31 号

（一般廃棄物処理計画）

第 7 条 市長は、法第 6 条第 1 項の一般廃棄物処理計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 に規定する基本計画に限る。）を定めたとき、又は変更したときは、これを告示するものとする。

○三島市廃棄物処理対策審議会規則

平成 7 年 9 月 27 日

規則第 27 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 7 年三島市条例第 31 号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、三島市廃棄物処理対策審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長等の職務）

第 2 条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、その委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第 4 条 審議会の庶務は、一般廃棄物処理担当課において処理する。

（補則）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅷ 審議会の答申内容

1 諮問文

三環廃第 95 号
平成30年8月7日

三島市廃棄物処理対策審議会
会 長 平井一之 様

三島市長 豊岡武士

一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）案について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づく、2019年度から2030年度までを計画期間とする、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）案を策定したので、三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

2 答申文

三 廃 審 第 1 号
平成31年2月13日

三島市長 豊岡武士 様

三島市廃棄物処理対策審議会
会長 平井一之

一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）案について（答申）

平成30年8月7日付け三環廃第95号で諮問のあった一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）案について、3回にわたり公正かつ慎重に審議した結果、別添の計画案のとおり答申します。

なお、審議経過を踏まえ、下記のとおり意見を付することとしたので、計画の推進にあたり十分配慮するよう要望します。

記

- 1 「限りある資源を大切にす環境先進都市・三島 ～市民・事業者・行政が協働で進める循環型のまちづくり～」という目指す将来像を市民や事業者に浸透させ、全市一丸となって、本計画に掲げた施策を推進すること。
- 2 市民や事業者の協力により、近年、本市のごみ量は減少しているが、市民1人1日当たりのごみ排出量は、国や県の平均を上回っている状況である。また、最終処分場の延命化や将来の新たな焼却処理施設の規模等を考えた場合、更なるごみの減量が必要と考える。よって、他の自治体の良い事例等を調査研究し、更なるごみ減量に向けた施策の推進に努めること。
- 3 本市のリサイクル率は、年々低下傾向にあり、国や県の平均を下回っている状況である。よって、資源古紙等の分別徹底を図ると共に、新たな資源化品目の導入を推進すること。
- 4 現在使用している最終処分場第3埋立地の残容量がひっ迫していることから、地権者や近隣住民との合意形成を図りつつ、新たな最終処分場の整備に向けた手続きを進めること。
- 5 新たな中間処理施設の整備には、相当な期間が必要と考えられるため、早い段階から整備に向けた検討を行うこと。また、その際は、近隣市町との連携によるごみ処理広域化の検討も併せて行うこと。
- 6 ごみの減量やリサイクルの推進にあたっては、市民や事業者の理解と意識向上が重要と考える。よって、自治会や事業者団体等と連携・協働し、周知啓発活動の強化を図ること。
- 7 美しく品格のある街並みを創造するため、自治会、環境美化推進員、不法投棄監視員等と連携し、不法投棄やルール違反ごみの削減に向けた施策を推進すること。
- 8 近年、食品ロスが全国的な問題となっており、食品ロスの削減は、本市のごみの減量に最も効果的な生ごみの減量につながることから、その施策について重点的に取り組むこと。
- 9 地球温暖化問題やプラスチックごみによる海洋汚染問題が、世界的に深刻化しているなか、国や県が定める方針を注視するとともに、プラスチックごみ削減に向けた有効な施策について調査研究を行うこと。
- 10 生活系収集ごみの有料化等、市民の生活や事業者の経営に大きく影響を及ぼす恐れのある施策の実施にあたっては、改めて本審議会に意見を伺うこと。
- 11 定期的に施策の推進状況を本審議会に報告するとともに、本計画の点検・評価においては、本審議会に意見を伺うこと。

3 三島市廃棄物処理対策審議会委員名簿

任期：2017年10月1日から2019年9月30日まで

(敬称略、五十音順)

	氏名	団体名及び役職	備考
1	内田 新一	三島市環境美化推進員会 副会長	副会長
2	大村 洋子	三島市消費者連絡協議会 会長	
3	尾友 秀人	三島市一般廃棄物組合 組合長	
4	川田 康博	静岡県東部健康福祉センター環境部 技監兼廃棄物課長	
5	熊沢 英治	三島商店街連盟 会長	
8	西川 悠子	三島市PTA連絡協議会母親委員会 代表	
7	平井 一之	一般社団法人 静岡県環境資源協会 専務理事	会長
9	藤本 和幸	三島市不法投棄監視員	
6	前田 恵美子	三島市女性懇話会	
10	三沢 昭代	三島市民生委員・児童委員協議会 理事	
11	水野 幾子	エコリーダー（市民環境大学修了生）	
12	山下 聖秋	三島市自治会連合会 会長	
13	吉田 正治	三島函南農業協同組合 代表理事専務	
14	渡邊 俊一	三島商工会議所環境委員会 委員長	
15	渡邊 道子	三島市ごみ減量アドバイザー	

Ⅸ ごみ処理等の沿革

1 ごみ処理の沿革

年 月	内 容
1949 年当時	農村地区を除く市街地の一般家庭から排出された「ごみ」は埋立処理されていた。当時のごみ収集形態は、街にコンクリート製据え置き型のごみ箱を設置し、大八荷車で収集していた。
1954 年当時	三島市賀茂之洞に、焼却能力 10 t / 日の岩本式塵焼却場が建設された。総工費は約 407 万円（現在価値で約 146 億円）で、敷地面積は 424 坪（1,401 m ² ）、収集人口 35,000 人が対象とされた。運搬にはトラック 1 台、三輪車 3 台が使用され、事務職員、運転手、作業員計 21 人が従事していた。
1962 年当時	環境衛生都市宣言を行い、従来のごみ焼却能力を 10 t / 日から 20 t / 日に向上させた。
1963 年当時	従来のコンクリート製据え置き型ごみ箱から、ポリ容器型（市内の一部）に変更された。また、収集形態は、ダンプトラック及び押込みパッカー車が導入され、「燃えるごみ」を収集していた。
1970 年当時	増大するごみ処理対策として、現在の場所に処理能力 25 t / 日（2 基 50 t）のエバラ A II 型（機械化バッチ炉）焼却施設が設置された。ごみの投入方式は直投式で、煙害防止施設として集塵用にマルチ・サイクロン、微小粉塵及び煙道ガス除去用に洗煙装置がつけられた。ごみの収集形態は、従来の「燃えるごみ」から「燃えるごみ」、「燃えないごみ」の分別収集となった。
1984 年当時	ごみの減量対策の一環として、資源ごみ回収団体報奨金制度が設けられ、古紙、空きびん、鉄くず、布等を集団で回収している団体に対して、助成することになった。
1989 年 11 月	1988 年まで機械化バッチ炉で焼却処理していたが、増大するごみ処理、最終処分場の延命化、敷地の高度利用、公害対策として、総工費 23 億 5 千万円をかけてごみ焼却処理施設（旋回流型流動床炉、1989 年 10 月竣工）が建設され、稼働を開始した。
1990 年 2 月	ごみ焼却処理施設に続き、総工費 6 億 9 千百万円をかけて粗大ごみ処理施設（鉄、アルミ、埋立物、燃えるごみの 4 種選別、1990 年 1 月竣工）が建設され、稼働を開始した。
1991 年度	1987 年から 1990 年までごみの減量化・堆肥化を目的として、コンポストの実証事業を実施し、成果が得られたため、コンポスト無償貸与事業を開始した。
1993 年 8 月	ごみの資源化を推進するため、「燃えないごみ」として収集していたもののうち、資源として再生利用できる空き缶・空きびんを毎月 1 回収集する分別収集を 2 自治会で実施した。
1994 年 1 月	増え続けるごみの減量化、集積所の美観、ごみ収集・処理作業の安全確保、焼却炉の延命などを目的に、炭酸カルシウム入り半透明ごみ袋を市指定ごみ袋とした。指定ごみ袋は「燃えるごみ用」・「燃えないごみ用」の 2 種類でスタートした。
1995 年度	1991 年度から実施しているコンポスト無償貸与事業に続き、ぼかし容器無償貸与事業も実施した。
1995 年 7 月	1993 年 8 月から実施した空き缶・空きびんの分別収集を、48 自治会に拡大した。

1995年8月	小売店と消費者が主役となり、販売・消費の段階でゴミになるものを減らすことを目的として、プレサイクル推進事業を実施した。簡易包装の推進や包装容器の回収など、ゴミの排出抑制に取り組む小売店を「プレサイクル推進店」に認定し、『ハートでパッケージ』という言葉のスローガンにゴミの減量に取り組むとともに、PRチラシ等を作成・配布するなどして、加入店舗や市民の利用の拡大を図ってきた。現在は、買い物袋持参運動も行い、ゴミの排出抑制に取り組んでいる。
1997年4月	1995年6月に容器包装リサイクル法が成立したことから、法に基づき分別収集計画を策定し、空き缶・空きびんを対象に月2回の分別収集を全自治会で実施した。また、資源ゴミの分別収集の実施に伴って、2種類あった指定ゴミ袋を「燃えるゴミ用」のみとした。
1997年7月	容器包装リサイクル法に基づき、資源古紙の収集を月1回、新聞・雑誌・段ボールの3分別で開始した。
1999年9月	生ゴミ処理機を購入する世帯に対し、購入費の2分の1の補助金を交付する生ゴミ処理機購入費補助事業を開始した。
2000年度	2000・2001年度の2カ年で、ゴミ焼却に伴い発生するダイオキシン類を削減するため、廃棄物処理法やダイオキシン類発生防止等ガイドラインに基づき、ダイオキシン恒久対策事業として、廃棄物処理施設排ガス高度処理施設整備工事（焼却施設の更新及び改造）を総工費2,357,775千円（工事施工監理委託16,275千円含む）にて実施した。
2000年4月	資源古紙の収集を月2回に拡大した。また、ペットボトルの分別収集を開始した。
2000年11月	資源古紙の分別収集に牛乳等紙パックを追加した。また、白色トレイの分別収集を開始した。
2003年10月	炭酸カルシウム入りの市指定ゴミ袋では炉内の燃焼効率が低く、2000・2001年度に実施したダイオキシン恒久対策事業で改修した焼却炉に合った材質への変更が必要になったため、市指定ゴミ袋の材質を高密度ポリエチレンに変更した。 また、家庭ゴミを集積所に排出することが困難な高齢者や障害者等を対象に、玄関先まで職員が出向き、ゴミの回収を行うとともに、安否の確認を行う「ふれあいさわやか回収事業」を開始した。
2005年3月	2003年度に策定した一般廃棄物処理基本計画（ゴミ編）に基づき、2003年8月に諮問した分別収集計画の見直し等について、廃棄物処理対策審議会から答申を受けた。
2005年度	発泡スチロール減容機を導入し、白色トレイ以外の発泡スチロールの資源化を開始した。
2006年4月	資源古紙にミックス古紙を追加し、白色発泡スチロールを白色トレイとして分別開始した。
2008年4月	レジ袋の使用量の削減に協力していただいている事業者を「レジ袋使用量削減協力店」として認定し、レジ袋使用量の削減に向けた取組制度を開始した。
2008年11月	清掃センターへ搬入された木製家具や剪定枝などを、市内の一般廃棄物処分許可施設に搬出し、資源化処理を始めた。
2009年4月	三島市で発生する在宅医療廃棄物の排出ルールを三島市・三島市医師会・三島市薬剤師会で定め、2009年2月10日「在宅医療廃棄物適正処理に関する協定締結式」を行い2009年4月1日から実施した。

2010年1月	希少金属をリサイクルする目的で、携帯電話等の小型家電の拠点回収を開始した。
2010年度	第3埋立地の延命化を図るため、焼却灰の外部搬出を開始した。
2010年8月	廃食用油をリサイクルする目的で、拠点回収を開始し、資源ごみ回収団体報奨金制度に追加した。
2011年4月	一般廃棄物収集運搬許可業者20社で組織される一般廃棄物組合と三島市の間で、地震や風水害などの災害時に市の依頼に応じて、一時的に大量に排出される避難市民の生活ごみ(家具、布団、陶器など)を原則無料で収集運搬する旨の協定を締結した。
2012年2月	2003年度に策定した一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の改訂について、2011年10月に廃棄物処理対策審議会に諮問し、2012年2月に答申を受けた。
2012年度	2013年度から3ヵ年かけてごみ焼却処理施設基幹的設備整備工事を実施するために長寿命化計画を策定した。
2012年4月	搬入された小型家電(家電4品目を除く)のリサイクルを開始した。また、資源ごみ回収団体報奨金制度にミックス古紙を追加した。
2013年2月	市内5か所にて衣類等の拠点回収を試行的に開始した。
2013年度	2013年度から2015年度の3ヵ年で、老朽化したごみ焼却施設の延命化を目的として、長寿命化計画に基づき、処理施設整備事業として総工費2,590,245千円(工事施行監理委託17,745千円含む)をかけて、ごみ焼却処理施設基幹的設備整備工事(焼却施設の更新及び改造)を実施した。
2013年4月	衣類等の拠点回収を市内11か所に拡大し本格的に開始した。
2013年11月	パソコン(CRTディスプレイ及びCRTディスプレイ一体型パソコンを除く)の清掃センターでの受け入れを開始した。
2014年4月	清掃センターに直接搬入された羽毛ふとんのリサイクルを開始した。
2014年7月	ダンボールコンポスト(だつくす食ん太くんNeo)の販売を開始した。
2015年3月	2014年5月に廃棄物処理対策審議会に諮問した、生活系自己搬入ごみ有料化実施計画・事業系一般廃棄物処理手数料の改定について、答申を受けた。
2015年8月	小型家電の拠点回収を市内4か所で開始した。
2016年4月	全ての市民を対象とする、粗大ごみの有料戸別収集を開始した。また、清掃センターへの生活系持ち込みごみの有料化を開始した。
2016年11月	資源物の持ち去り禁止に関する条項の制定及び少量排出事業者に係るごみ集積所利用制度の在り方について2016年3月に廃棄物処理対策審議会に諮問し、資源物の持ち去り禁止に関する条項の制定について、答申を受けた。
2017年3月	2016年3月に廃棄物処理対策審議会に諮問した、少量排出事業者に係る集積所利用制度の在り方について、答申を受けた。
2017年3月	大規模災害時の復旧、復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的とした災害廃棄物処理計画を策定した。

2 ごみ処理に関する条例等の沿革

年 月	内 容
1913年4月	「三島町汚物掃除規定」が制定された。この規定では、ごみ箱は隠蓋容器の使用、分別収集、無公害による埋立て又は焼却。また、これらに対する巡視の実施等がうたわれ、個人に対する清潔義務が主体となっていた。
1954年	「清掃法」が公布された。この法律では、市町村は清掃思想の普及、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善等、清掃事業の能率的な運営が義務付けられ、国、県はこれらに対する援助が義務付けられた。
1973年1月	1970年12月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が公布されたことを踏まえ、「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が制定された。従来の「清掃法」と大きく違うのは、「汚物」を「廃棄物」に改めたことと、「廃棄物」を一般廃棄物と産業廃棄物に大別したことである。また、事業者の責務を明確にし、処理責任、処理計画等を規定した。
1995年9月	「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正された。この条例改正は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正（1991年10月法改正・1992年7月改正法施行）を踏まえて、廃棄物の排出の抑制と分別・再生等を図るため、市民、事業者、市等廃棄物に係る関係者の責務等関係事項を明記したほか、1976年以来据え置きとなっていた事業系一般廃棄物処理手数料等の改定など、全部改正を行った。
1998年6月	「三島市ごみの不法投棄等防止条例」が施行された。この条例は、ごみのない清潔で美しいまちづくりを目的とし、ごみの不法投棄及び飼い犬のふんの放置を防止するために制定された。また、市民・事業者・市それぞれの責務を明確にし、容器入り飲料等を販売する自動販売機について、届出を義務付けるとともに回収容器の設置を義務付け、空き缶等のポイ捨てを防止することにより、市民の快適な生活環境の確保を図った。
2012年11月	「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正された。この改正は、「第2次一括法（2011年法律第105号）」第171条の規定により、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条第3項（技術管理者の資格要件）が改正され、市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあっては、市の条例で定めることとなったため改正した（条例第12条の2を追加）。
2014年2月	「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正された。この改正は、2014年4月1日から消費税が5パーセントから8パーセントに引き上げられることに伴い、一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の額を改正した。
2015年9月	「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正された。この改正により、ごみの減量や排出抑制、ごみ処理費用の負担の公平化、ごみ処理に係る税負担の軽減を目的に生活系自己搬入ごみを有料化し、併せて粗大ごみ戸別収集に係る処理手数料を規定した。また、1995年9月以来据え置きとなっていた事業系一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物処理費用も改定した。施行日は2016年4月1日。
2017年9月	「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正された。この改正により、ごみ集積所に排出された一般廃棄物を、市又は市から委託を受けた者以外の者が、収集運搬することを禁止し、集団回収のために集積所に排出された資源物を、集団回収を行う団体又は当該団体から委託を受けた者以外の者が、収集運搬することを禁止した。また、違反者に対する罰則が規定された。施行日は2018年1月1日。
2017年11月	「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正された。この改正により、少量排出事業者制度が改正となり、1回のごみ（一般廃棄物に限る）排出量10kg以下の少量排出事業者が、地域の集積所にごみを排出する場合、少量排出事業者用指定ごみ袋の使用と処理手数料の納入が義務化された。施行日は2018年10月1日。

三島市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）

2019年3月

編集・発行 三島市環境市民部廃棄物対策課
〒411-0000 三島市字賀茂之洞 4703-94
TEL 055-971-8993 FAX 055-971-8994
E-mail haitai@city.mishima.shizuoka.jp
市 HP <https://www.city.mishima.shizuoka.jp/>